

H I V / エイズ、性感染症に関する相談

〈事業の内容〉 ・ H I V / エイズ、性感染症感染、予防に関する相談
・ H I V / エイズ、性感染症検査に関する相談
・ H I V / エイズ、性感染症に関する医療相談

〈相談担当者〉 医師、保健師または職員

〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談

〈問い合わせ先〉 ○ 各保健福祉事務所健康づくり支援課
(H I V / エイズ、性感染症に関する相談電話)

佐久保健福祉事務所	0 2 6 7 - 6 3 - 3 1 6 4
上田保健福祉事務所	0 2 6 8 - 2 5 - 7 1 4 9
諏訪保健福祉事務所	0 2 6 6 - 5 7 - 5 6 5 6
伊那保健福祉事務所	0 2 6 5 - 7 6 - 9 9 7 7
飯田保健福祉事務所	0 2 6 5 - 5 2 - 0 8 1 2
木曾保健福祉事務所	0 2 6 4 - 2 4 - 2 2 2 0
松本保健福祉事務所	0 2 6 3 - 4 7 - 7 8 3 1
大町保健福祉事務所	0 2 6 1 - 2 3 - 6 5 2 7
長野保健福祉事務所	0 2 6 - 2 2 5 - 0 8 1 2
北信保健福祉事務所	0 2 6 9 - 6 2 - 3 1 0 7

長野市保健所 0 2 6 - 2 2 6 - 9 9 6 6

○ 健康福祉部保健・疾病対策課感染症対策係
0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 4 8 (県庁内線 2641)

・受付時間 平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

〈施設所在地〉 各保健福祉事務所 (75ページ参照)

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko/kenko/kansensho/aids/index.html>

〈担当課〉 健康福祉部保健・疾病対策課

HIV感染者
等・ハンセン病
元患者等

ハンセン病に関する相談

〈事業の内容〉 ハンセン病療養所を退所された方々等の社会生活支援に関する相談

〈相談対象者〉 ハンセン病元患者及び患者

〈相談担当者〉 職員

〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談

〈問い合わせ先〉 健康福祉部保健・疾病対策課感染症対策係
0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 4 8 (県庁内線 2641)

・受付時間 平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

〈施設所在地〉 県庁内 (74ページ参照)

〈担当課〉 健康福祉部保健・疾病対策課

犯罪被害給付制度

〈事業の内容〉 犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為（殺人や傷害など）によりお亡くなりになった被害者の遺族の方や、障害が残ることとなった被害者の方、重い傷害を受け又は疾病にかかり、入院等をし、長期の治療を余儀なくされた被害者の方が、加害者から十分な損害賠償を受けることができなかつた場合などにおいて、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給する制度です。

犯罪被害者等給付金には、次の3種類があります。

遺族給付金	遺族の方に支給される
障害給付金	被害者の方に障害が残った場合に支給される
重傷病給付金	被害者の方が重い傷害を受け又は疾病にかかった場合に支給される

〈問い合わせ先〉 ○ 警察本部警務部警務課 犯罪被害者支援室
電話 (代表) 026-233-0110
(内線) 2651~2653

・受付時間 平日 8:30~17:15

〈施設所在地〉 県庁内(74ページ参照)

〈関連URL〉 県警ホームページ
<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>

〈担当課〉 警察本部警務部警務課 犯罪被害者支援室

【認定NPO法人長野犯罪被害者支援センター】
(犯罪被害者等早期援助団体)
犯罪被害者支援事業

- 〈事業の内容〉 ○ 犯罪被害者等の悩み等に対する相談
- ・ 電話相談
 - ・ 電話相談の結果、必要に応じて面接相談を実施（臨床心理士、弁護士等の専門家による面接相談あり）
- 犯罪被害者等に対する直接的支援活動
- ・ 警察・裁判所・病院等への付き添い
 - ・ 公判の代理傍聴等、役務の提供
- 被害者緊急支援金支給事業
- ・ 相談を受理している身体犯の被害者に対し、必要に応じて支援金を支給するもの
- 〈相談対象者〉 犯罪、事故による被害者及びその家族
- 〈相談担当者〉 ボランティア相談員
- 〈相談の方法〉 電話相談（必要に応じて面接相談実施）
- 〈問い合わせ先〉 ○ 相談電話
- 長 野：026-233-7830
 - 中 信：0263-73-0783
 - 南 信：0265-76-7830
- ・ 相談受付時間
- 土・日・祝日を除く 10:00～16:00
- 〈施設所在地〉 （犯罪被害者等早期援助団体）認定NPO法人長野犯罪被害者支援センター
長野市大字南長野南県町685番地2号 長野県食糧会館3階
- 〈関連URL〉 <http://nagano-vs.net/>
- 〈担 当 課〉 センター独自事業（担当：警察本部警務課 犯罪被害者支援室）

【法テラス長野地方事務所】 犯罪被害者支援

- 〈事業の内容〉 犯罪の被害にあわれた方やそのご家族に対し、刑事手続きへの適切な関与や、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度、犯罪被害者支援団体等に関する情報を提供します。
また、内容によっては犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介します。
- 〈相談対象者〉 制限はありません。
- 〈相談担当者〉 情報提供担当職員（消費者問題有資格者・行政経験者）が相談にあたります。
- 〈相談の方法〉 電話・面談等（面談は予約優先制）
- 〈問い合わせ先〉 ○ 犯罪被害者支援ダイヤル
- ・電 話 0570-079714
 - ・平 日 9:00～21:00
 - ・土曜日 9:00～17:00
 - ・ホームページ（24時間いつでも情報の検索や問い合わせが可能）
URL <https://www.houterasu.or.jp/>
 - ・面談の場合は法テラス長野地方事務所にて対応。
（平日 9:00～16:00）
- 〈施設所在地〉 日本司法支援センター（法テラス）長野地方事務所
〒380-0835
長野市新田町1485-1 もんぜんぶら座4階

【長野保護観察所】 犯罪被害者等に対する支援

- 〈事業の内容〉
- 1 意見聴取制度
仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かの判断をするために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を、審理を行っている委員に述べるができる制度。ただし、審理期間中のみ利用可能。加害者の仮釈放・仮退院の審理が開始されたことは、下記3の通知制度を利用することにより知ることができる。
 - 2 心情伝達制度
被害に関する心情、被害を受けられた方のおかれている状況等をお聴きし、これを保護観察中の加害者に伝える制度。ただし、加害者の保護観察中のみ利用可能。加害者の保護観察が開始されたことは、下記3の通知制度を利用することにより知ることができる。
 - 3 加害者に関する情報の通知制度
加害者が刑事処分、保護処分になった場合に、加害者の情報を伝達する制度。保護観察所からは、①保護観察開始に関する事項 ②保護観察中の処遇状況に関する事項 ③保護観察の終了に関する事項が通知される。
 - 4 相談・支援
被害の回復等や刑事に関する手続きへの適切な関与のための支援を行う。
- 〈相談対象者〉
- 上記1の対象者：
仮釈放・仮退院の審理の対象となっている加害者の犯罪等により被害を受けた方。被害を受けた方の法定代理人、遺族、配偶者、直系親族又は兄弟姉妹
- 上記2の対象者：
加害者が保護観察に付される理由となった犯罪等により被害を受けた方。被害を受けた方の法定代理人、遺族、配偶者、直系親族又は兄弟姉妹
- 上記3の対象者：
① 加害者が刑事処分に付される理由となった犯罪等により被害を受けた方、その親族若しくはこれに準ずる者又は弁護士であるその代理人で通知の申出をされている方
② 保護処分に付される理由となった犯罪等により被害を受けた方、その法定代理人、遺族、配偶者、直系親族若しくは兄弟姉妹又はこれらの者から委託を受けた弁護士で通知の申出をされている方
- 上記4の対象者：
犯罪被害に遭われた方やその親族
- 〈相談担当者〉 被害者担当官（保護観察官）、被害者担当保護司
- 〈相談の方法〉 電話、来所による相談
- 〈問合わせ先〉 長野保護観察所
被害者専用電話 026-234-2060
平日 10:00～16:00
- 〈施設所在地〉 〒380-0846
長野市旭町1108
- 〈担当課〉 長野保護観察所企画調整課

長野県性暴力被害者支援センター"りんどうハートながの"

〈問い合わせ先〉 相談専用電話 026-235-7123 (365日24時間)
E-mail rindou-heart@pref.nagano.lg.jp

※ 詳細は7ページを参照

【長野保護観察所】 更生緊急保護

〈事業の内容〉 親族からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合の緊急の保護

〈相談対象者〉 刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、原則6ヶ月以内の人

〈相談担当者〉 保護観察官

〈相談の方法〉 来所による面接相談

〈問い合わせ先〉 長野保護観察所
電話 026-234-1993
平日 8:30~17:15

〈施設所在地〉 〒380-0846
長野市旭町1108

〈担当課〉 長野保護観察所処遇部門

犯罪被害者等

刑を終えて出所した人